# 【課題No.14】

・中分類 04「その他の管理的職業従事者」の見直し

# 1 課題

中分類 04「その他の管理的職業従事者」については、中分類と小分類が同一の分類項目名となっているが、中分類及び小分類の説明で「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど」と具体的な例示ができているのであれば、「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するもの」で小分類を設けるなど、細分化の余地があるのではないか。

#### 2 現状の国勢調査における取扱いについて

中分類 04「その他の管理的職業従事者」に該当する職業について、整理したところ次のとおりであった。

### (1) 国勢調査における扱い

職業分類では説明の記載のみであるため、当該分類項目にどのような職業を分類しているのか、国勢調査における取り扱いを整理したところ公表資料「令和2年国勢調査における職業分類」では次のとおりであった。

## 049「他に分類されない管理的職業従事者」に記載の内容例示

- 工場経営者、牧場経営者、映画館経営者、クラブ経営者、旅館経営者、小売店主・店長 (主に管理的な仕事に従事するもの)
- × 小売店主・店長(主に販売の仕事に従事するもの)[321]、卸売店主(主に販売の仕事に 従事するもの)[322]、飲食店主(主に接客の仕事に従事するもの)[401]、旅館主人[402]、 小売店支配人(主に販売の仕事に従事するもの)[321]

# (2) 国勢調査の結果

令和2年国勢調査の結果を整理したところ、049「その他の管理的職業従事」の実態 は次のとおりであった。

①就業者数

平成 22 年:84,440 人、平成 27 年:75,790 人、令和 2 年:55,620 人

②就業者の属する主な産業 (括弧内の数字は、令和2年国勢調査の就業者数55,620人に占める割合を表す)

I-卸売業、小売業(約 35%) M-宿泊業、飲食サービス業(約 18%)

D-建設業(約12%)、E-製造業(約8%)

# 3 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

先述の(2)②の結果を踏まえると、(1)で示した内容例示に沿った職業が「その他の管理的職業従事者」には分類されているものと考えられる。

しかしながら、「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど、中分類〔01~03〕に含まれない管理的な仕事に従事するものをいう」の説明からは、内容例示がないこともあり、この実態が分からない状況となっている。

「その他の管理的職業従事者」ではあるものの、これらの職業は国際標準職業分類 2008 年版(以下「ISCO-08」という。)の亜大分類 13「生産・専門サービスの管理者」又は亜大分類 14「接客業・小売業・その他のサービス業管理者」に該当する職業でもあり、国際比較の観点からも何かしらの措置が必要ではないか。

# 4 見直しの方針(事務局仮案)

次の視点を中心に検討する。

# 〇 説明の見直し及び内容例示の追加

分類項目の説明とその実態に齟齬が生じていることは、当該分類項目の適切な運用に支障が生じるおそれがあることから、当該分類項目の取扱い実態を整理し、実態の取扱いに則した説明へと見直し、かつ、内容例示を追加してはどうか。

# 〇 小分類の新規立項の可能性を模索する

# 【課題No.15】

# ・大分類A「管理的職業従事者」における説明の見直し

# 1 課題

これまで管理的職業従事者の説明は、組織の経営・管理を重要な機能としてきており、 経営・管理以外の仕事に直接従事する場合は、当該職業に分類されてきた。しかしながら、 プレイングマネージャーは自身も部分的に数字目標を持っているに過ぎず、他の仕事に従 事しているかという点は、管理的な仕事に分類されないとする基準として、重要なもので はないのではないか。職業の決定方法と合わせて見直す必要があるのではないか。

# 【参考】現行の大分類A管理的職業従事者の説明

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経 営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。 国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。

- (1) 研究所長・病院長・診療所長・歯科診療所長・歯科医院長・裁判所長・検事総長・ 検事長・検事正・公正取引委員会審査長・海難審判所審判長・特許庁審判長・校長は 大分類B〔専門的・技術的職業従事者〕に分類される。
- (2) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類 F 〔保安職業従事者〕 に分類される。

### 2 諸外国における管理的職業従事者の説明

大分類A「管理的職業従事者」の説明を検討するにあたり、諸外国における管理的職業 従事者の説明や tasks について整理したところ、以下のとおりであった。

なお、いずれの記載も英語原文に対応する事務局仮訳である。

### (1) ISCO-08

### 【説明】

管理職には、企業や政府その他の組織、あるいはその内部部局の活動全般の計画・指揮・調整・評価を行い、その政策・法律・規則・規定の策定あるいは見直しを行うものが分類される。(中略)

#### 【Tasks】

Tasksには通常、次のものが含まれる。企業や政府その他の組織単位の政策・予算・法律・規定の策定と助言、目標・基準の設定並びに事業計画・政策の実施手順の策定と評価、予算管理のための適正なシステム・手順の確実な策定・実施、政策・事業計画の実施に関わる資材・人材・財源の承認、組織・企業の職員の業績の監視と評価、職員の選考の承認、

衛生安全要件の確実な遵守、日常業務の計画と指揮、並びに会議その他のフォーラムにおける政府や当該企業あるいは管理する内部部局を代表した交渉等。(中略)

# 【注記】

「大分類 1 管理職」に分類される「管理者」と他の大分類に分類される「監督者」の 区別においては、両者とも、他の者によって行われる仕事を、計画・組織化・調整・コントロール・指示することに留意すべきである。加えて、「管理者」は通常、ビジネスまたは組織単位の全体的な戦略と運用の方向(例えば、生産される商品の種類、数量及び品質について)、予算(どのくらいのお金が費やされるか、目的は何か)、職員の選択、選任及び解雇について意思決定を行い、決定事項に責任を持つ。「監督者」は、これらの事項について、特に職員の選択と解雇に関して管理者への助言や支援を行うことができるが、意思決定を行う権限は持たない。

「管理者」は、戦略的な運用方向、予算及び職員の選考及び解任の3つ全てに責任を持つことが必要ではないことに留意すべきである。彼らが行使する自律性の程度も異なる場合がある。決定的な違いは、「管理者」が組織単位の操作のための全体的な責任を有する一方、「監督者」が、他の労働者の活動の監督だけに責任があるということである。

#### 2 ANZSCO2022

#### 【説明】

管理職は、政府、商業、農業、工業、非営利、その他の組織や部門の運営を計画、組織化、指揮、管理、調整、レビューする。(中略)

#### [Tasks]

Tasks には、以下が含まれる。

- ・組織および組織内の各部門の全体的な方向性と目標の設定
- ・組織および部門の目標が達成されるよう、方針および法規制の策定、管理、見直し
- ・資産と資源の配分の指揮と調整
- ・自ら、または部下を通じて、組織や部門の活動を指揮、統制、調整
- ・組織および部門全体の業績を監視および評価し、目標が達成されるように方針、規則、 規定を調整する
- ・公式の場、交渉の場、代表者会議、セミナー、公聴会、フォーラムで組織を代表し、担当分野間の連携を図る

## 3 CANADA-NOC2021 Version 1.0

#### (Main duties)

以下の業務の一部または全部を行う:

- ・会社の目標を設定し、方針およびプログラムを策定または承認する。
- ・主要部門および関連する上級スタッフの地位の確立を承認し、組織化する。

- ・組織の方針とプログラムを実施するための物的・人的・財政的資源の配分、財務および 管理上の統制の確立、販売促進キャンペーンの策定と承認、全体的な人事計画の承認。
- 中間管理職、取締役、その他の幹部職員を選ぶ。
- ・部門または部署の仕事を調整する。
- ・交渉その他の公式の場で、組織を代表する、または組織を代表して行動する代表者を委任する。

# 3 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

管理職の説明文における課題

大分類 A 管理的職業従事者の「経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。」という説明は、諸外国と比較しても簡素なものであり、広範な解釈ができる「管理」の意味するところが曖昧なままであることや、説明の冒頭に各中分類の説明が連続して記載されていることから、大分類 A 管理的職業従事者に該当するのか判断しにくい場合や狭義に解釈されるおそれが考えられる。

### 4 見直しの方針(事務局仮案)

次の視点を中心に検討する。

〇 「管理職」とは何か、ということについて諸外国における事例などを参考 に引続き検討する

# 【課題No.22】

・大分類A管理的職業従事者と大分類Eサービス職業従事者(小分類 401「飲食店主・店長」及び小分類 402「旅館主・支配人」の位置付けの検討

## 1 課題

大分類 E に属する 401「飲食店主・店長」、402「旅館主・支配人」は説明において、「ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類 A 一管理的職業従事者の小分類[021 又は 049] に、」とされているものの、具体的にこれらの職業が管理的職業に分類される事例を整理する必要があるのではないか。

→ 上記の課題については、321「小売店主・店長」及び322「卸売店主・店長」について も同じ課題であるため併せて検討する。

### 2 現状の取扱いについて

「飲食店主・店長」、「旅館主・支配人」、「小売店主・店長」及び「卸売店主・店長」(以下「飲食店長」という。)が大分類Aに分類される場合について、現行の取扱いを整理すると次のとおりであった。

① 職業分類の説明に基づく取扱い 飲食店長等で主に経営・管理の仕事に従事するもの(小分類 021 又は 049 に分類)

#### ② 国勢調査の結果

上記①を踏まえ、令和2年国勢調査の結果における 021 会社役員及び 049 その他の 管理的職業従事者に分類された者の傾向を確認したところ、従業上の地位において、雇 用主であるケースがほとんどであった。

つまり、飲食店長等のうち雇用主の場合は大分類Aに分類されているが、雇用者(従業員)の場合はほとんどが大分類Aではない職業に分類されている状況であった。

# 3 新たな課題

雇用者(従業員)である飲食店長等について、本来は「職務内容」に基づいて管理職に分類され得る場合も考えられるところ、現行の取扱いでは、そのほとんどが大分類A管理的職業従事者ではない直接サービスを提供する職業に分類されていることが、真の課題であると思われる。